

生活環境等の保全・整備に関する提言・要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球環境保全について

- (1) 地球環境保全対策として、環境税の創設等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、地方自治体が協力して取り組みを進められるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

- (2) 地球温暖化に伴う動植物への影響について、調査・分析を着実に実施するとともに、適切な保護対策を講じること。

2. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

また、「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」の対象範囲を拡大すること。

- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な支援措置を講じること。

- (3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、各省それぞれで把握しているリスク情報を一元化し、公表するとともに、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路等の情報提供を適切に行うこと。

- (4) 住民の安全・安心な生活を確保するため、アスベスト飛散防止措置を適切に講じない所有者に代わり、都市自治体が当該措置を代執行できるよう法整備を行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について財政措置を拡充するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進するべく、支援策を講じること。
4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。
5. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。
6. 特定外来生物への対応について、生息状況の調査及び広報活動を行うとともに、効果的な防除手法を開発し防除体制の整備を図ること。また、都市自治体が行う関係事業について、積極的な財政措置を講じること。